

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」～愛知黎明高等学校

1. 個々の健康管理と対応

- ①生徒は日常生活の中で健康管理に努める。十分な睡眠、バランスの良い食事等に努め、免疫力抵抗力を向上させる。
- ②生徒は登校前に必ず検温をし、体調を確認する。
 - 発熱や風邪症状がある場合は、登校を見合わせ自宅療養する。
- ③生徒は手洗い、消毒、咳エチケットを徹底し、感染経路を遮断する。
 - ・通学中の交通機関内においても咳エチケットを徹底
- ④担任による健康観察
 - 朝のST時にクラスの生徒の様子を確認。
 - ・顔色、咳などの風邪の症状のチェック。
 - ・上記生徒は保健室へ行くよう指示。(検温等)



2. 集団感染のリスクへの対応

- ①クラスター（集団）発生時の3条件の揃う場所への外出自粛
- ②換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
- ③多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮。
 - 近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える。
 - 飛沫を飛ばさないようマスク着用。

3. 衛生的な環境づくり

- ①教室等の換気の徹底
 - ・毎時間ごとの換気。
 - (日常窓を1か所少しでも開けておくとなお良い)
 - ・掃除の徹底。
 - (学内の清掃を念入りに。ゴミ箱及びその周辺含む)
- ②液体セッケン・消毒液の設置。
 - ・昇降口、トイレ、各教室等
 - ・多くの生徒が触れる箇所（ドアノブ等）適宜消毒。

4. 授業等の場面での対応

当面、右記「③つの条件」が重ならない工夫をした授業運営に努める。

例) グループ学習・理科実験・音楽全員歌唱・体育の更衣
学年集会・総合学習 などでの工夫



5. 昼食時の対応

- ①昼食時の座席は、授業時と同様。机を向かい合わせにしたグループは作らない。
- ②食事前に全員手洗いをする。
- ③食堂での座り方やチケット予約制などの工夫をする。

6. 学校行事実施に対する対応

学校行事の実施に際し、上記「3つの条件」が重なることがないように努め、感染拡大防止を念頭に置き、時間を短縮するなど工夫して実施する。危険性が高いときは、中止をも含めて検討する。

7. 部活動対応

生徒の健康・安全を第一に考え、自律的力量的育成を図りながら慎重に取り組む。

8. 心のケアについて

生徒の中には、「新型コロナウイルス」自体に脅威を抱く生徒もいる。また、行動制限されること、また予定通りにはいかないことに、いら立ちや消失感を抱く生徒もいるので、担任や養護教諭、教育相談主任を中心としたきめ細やかな健康観察から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラーの支援に繋げるなど、心の健康問題に適切に取り組む。

9. 感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者・濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、偏見や差別が生じない、冷静な対応を促す指導を展開する。

10. 出席停止等の扱いについて

学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置について、以下の場合には出席停止とする。

出席停止	出席停止期間
①生徒が「新型コロナウイルス」に感染した場合	治癒するまで
②生徒が「新型コロナウイルス」感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日から換算して2週間とする。
③風邪の症状や発熱が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）	回復するまで
④強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が継続してある場合	回復するまで
⑤その他、特別に学校長が判断した場合	学校長の判断による

11. 海外から帰国した生徒への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に滞在歴がある生徒は、政府の要請に基づき2週間の自宅待機をさせる。その後健康状態に問題がなければ登校をさせる。

※「検疫強化対象地域」及び「入国法に基づく入国制限対象地域」 厚生労働省 HP 参照